

津島市子ども条例（案）追加新旧対照表

新	旧
<p>津島市子ども条例（案）</p> <p>目次</p> <p>第1～5章 略</p> <p>第6章 雑則（第21条）</p> <p>第1～11条 略</p> <p>（市の責務）</p> <p>第12条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために必要な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>2 略</p> <p>第13～19条 略</p> <p>第5章 子どもの育成についての推進体制</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第20条 市は、この条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について、津島市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>津島市子ども条例（案）</p> <p>目次</p> <p>第1～5章 略</p> <p>第1～11条 略</p> <p>（市の責務）</p> <p>第12条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 略</p> <p>第13～19条 略</p> <p>第5章 子どもの育成についての推進体制</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第20条 市は、この条例による施策＝及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について、津島市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。</p> <p>2 略</p>